



福岡県医発第1580号（保）

平成15年11月28日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原



日本私立学校振興・共済事業団の加入者証等の更新について

日本私立学校振興・共済事業団が平成15年12月1日を期して実施する加入者証及び遠隔地被扶養者証の更新について協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

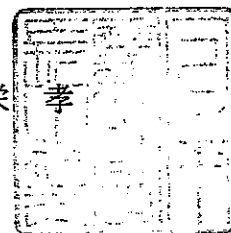


日医発第670号(保123)
平成15年11月21日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪井 栄孝



日本私立学校振興・共済事業団の加入者証等の更新について

平成15年12月1日を期して加入者証及び遠隔地被扶養者証の更新を実施するにあたり、日本私立学校振興・共済事業団より本会宛に協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます共に、貴会会員への周知方をよろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・加入者証等の更新について

(平15.10.30 私共資格第402号

日本私立学校振興・共済事業団)

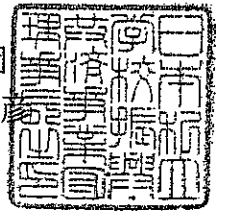
- ・新たに交付する加入者証等の見本



私共資格第402号
平成15年10月30日

日本医師会
会長 坪井 栄 孝 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 鳥 居 泰 彦



加入者証等の更新について

平素から、私学事業団の業務につきましては格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当事業団が現在加入者に交付しております加入者証及び遠隔地被扶養者証（以下、「加入者証等」という）は、平成15年11月30日で有効期限が切れるため、平成15年12月1日を期して加入者証等の更新を実施いたします。

つきましては、新たに交付する加入者証等の見本をお送りしますので、関係各位に周知方お取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、事務処理の関係上、平成15年12月1日前に新しい加入者証等が発行される場合がありますので、併せて周知方よろしく願います。

福祉施設等利用証	
加入者氏名	
加入者番号	
本証は、裏面に記載する事業団の福祉施設等 を利用する際の証です。	
有効期限	
日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 ☎ (03) 3813-5321 〒113-8577 東京都文京区湯島1丁目7番5号	

氏名		生 年 月 日	
被扶養者欄			
学 校 等	所在地		
	名称		

私立学校教職員共済加入者証			
加入者番号		記 号	番 号
加入者	氏 名	見 本	
	生年月日		
	住 所		
	資格取得 年 月 日		
	学 校 等	所 在 地	
発行機関	所 在 地	東京都文京区湯島1丁目7番5号	
	保険者番号	3 4 1 3 0 0 2 1	
	名称及び印	日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 ☎ (03) 3813-5321	
	交付年月日		
	有効期限		

被扶養者氏名	性 別	認定年月日	事業 団印
生 年 月 日		続 柄	

(6)

注 意 事 項

- この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入し、大切に保持してください。
 - この証では、職務上で発生した傷病又は労働者災害補償保険法の規定により保険給付が行われる通勤災害については、診療は受けられません。
 - 次の者は、老人保健法の医療を受けることになりますので、老人保健法の健康手帳にこの証を添えて、保険医療機関等に提出してください。
 - 75歳以上の者（平成14年9月30日において70歳以上である者を含む。）
 - 65歳以上75歳未満の者で市町村長の障害認定を受けているもの
 - 保険医療機関等から診療を受けようとするときには、必ずこの証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、この証に高齢受給者証を添えて）その窓口で渡してください。この場合には、その傷病の療養が終わるまでこの証は保管され、療養が終わってから所要の事項が記入されて返されます。
 - この証で診療を受けたときは、次の額をそのつど支払ってください。
 - 保険診療の費用（入院時の食事に要する費用を除く。）
 - 加入者 3割に相当する額
ただし、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に記載された一部負担金の割合に相当する額となります。
 - 被扶養者 3割に相当する額
ただし、3歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前の場合は2割に相当する額、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は高齢受給者証に記載された一部負担金の割合に相当する額となります。
- ※ 老人保健の医療を受けたときの負担額は上記と異なります。
- 入院時の食事に要する費用 1日につき定額の標準負担額
 - 加入者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を学校法人等を経て事業団に返してください。
 - 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

B002
15.10

[illegible]

札幌ガーデンパレス	(011) 261-5311	榮倉 あじさい荘	(0467) 22-3506
仙台ガーデンパレス	(022) 299-6211	金沢 兼六荘	(076) 232-1239
東京ガーデンパレス	(03) 3813-6211	松井 すすずる荘	(0267) 45-7311
名古屋ガーデンパレス	(052) 957-1022	志賀 やまゆり荘	(0269) 34-2102
京都ガーデンパレス	(075) 411-0111	京白 都白河院	(075) 761-0201
大阪ガーデンパレス	(06) 6396-6211	浜紀 津閣	(0739) 42-4815
広島ガーデンパレス	(082) 262-1122	後皆 泉荘	(0859) 22-8731
福岡ガーデンパレス	(092) 713-1112	道後 しらさぎ荘	(089) 941-7161
		別府 紫雲荘	(0977) 22-0346
蔵王 しゃくなげ荘	(023) 694-9382		
那須 那須白草荘	(0287) 76-4588	東京臨海病院	(03) 5605-8811
湯根 対岳荘	(0460) 2-2094	健康医学センター	(03) 5605-8822
福岡原 敷島館	(0465) 63-3755	総合運動場	(03) 3695-8200
奈良 相洋閣	(046) 875-7300		

[illegible][illegible]